

## 療育手帳のしおり

### 目的

知的障がいがあって日常生活に支障が生じているために、特別な支援が必要な方が一貫した相談・援護を受け、さまざまな制度や福祉サービスの利用をしやすくすることを目的に交付するものです。

### 対象者

児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）で、知的障がいの程度が基準に該当すると判定された方に交付します。

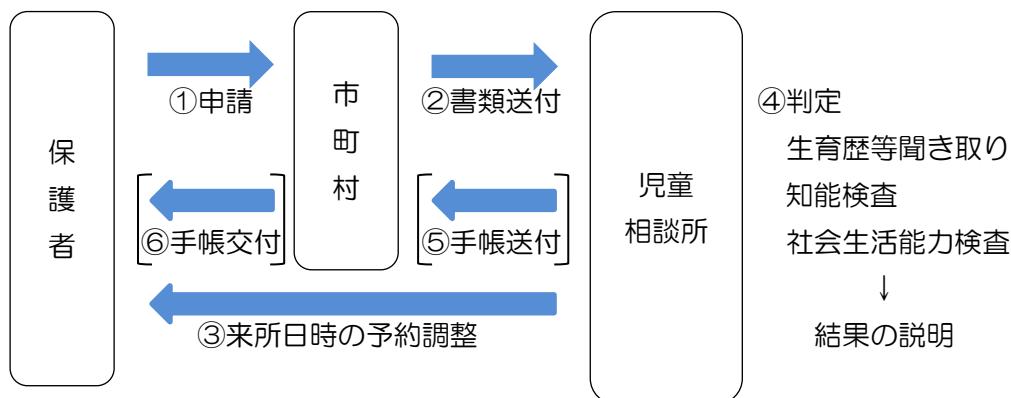
交付を受けるためには、申請が必要です。

### 知的障がいの程度

A1（総合最重度） A2（総合重度） B1（総合中等度） B2（総合軽度）

\*個別の知能検査、社会生活能力検査、介護指導度のそれぞれの程度を総合して判定します。

### 申請から交付までの流れ



### 申請方法

**申請先** 保護者の居住地がある市町村窓口

**必要書類** 交付申請書（市町村窓口にあります）

写真（縦4cm×横3cm 脱帽・上半身 おおむね6ヶ月以内のもの）

\*窓口で聞き取り調査をする場合がありますので、事前に各市町村窓口に連絡してご確認ください。

\*参考資料として、母子手帳、過去に受けた知能検査の結果、交付を受けている他の手帳、医師の診断書や意見書の写しなどがあれば、持参してください。（新たに用意する必要はありません）

## 再判定

※判定機関記入欄 次回 年 月 歳になる月

障がいの程度はご本人の状態によって変化する可能性がありますので、あらかじめ、定められた時期に再判定を行います。

次回判定までの期間が年齢によって決められています（手帳に記載してあります）。

再判定の申込先は市町村窓口です。再判定の時期が近くなったら（おおむね3ヶ月前から）市町村窓口に連絡してください。（前記フロー図の①～④の流れ）

**必要なもの** 現在持っている手帳

## 必要な届出

手帳の交付があった後、下表のような場合は、市町村窓口に届出、申請してください。

種類	内容	必要なもの
氏名や住所の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>ご本人、保護者の氏名や住所が変わったとき</li><li>*違う市町村に変わったときは、転入先の市町村に届け出てください。</li><li>*県外から転入して大分県の療育手帳取得を希望する場合は、新規申請をしてください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>記載内容変更届</li><li>現在持っている手帳</li><li>変更内容が確認できるもの</li></ul>
再交付	<ul style="list-style-type: none"><li>手帳をなくしたり、破いたり汚したりして使えなくなったとき</li><li>判定の記録を記載する欄が終了したとき</li><li>程度変更（A↔B）になったとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>交付申請書</li><li>写真</li><li>現在持っている手帳（なくした場合を除く）</li></ul>
返還	<ul style="list-style-type: none"><li>新しい手帳を交付されたとき</li><li>再判定の結果、非該当になったとき</li><li>ご本人が亡くなったとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>返還届</li><li>現在持っている手帳</li></ul>

## 検査結果証明書の交付

各制度の利用や支援を受けるにあたって、知能検査等の結果が必要な場合は、「検査結果証明書」を交付することができます。

**申請先** 大分県中央児童相談所又は大分県中央児童相談所大分支所  
(18歳以上になった方は知的障害者更生相談所)

**必要書類** 証明書等交付申請書、申請者と別の方が受け取る場合は委任状  
(市町村窓口、中央児童相談所・中央児童相談所大分支所、大分県ホームページ  
ページにあります)

**申請方法** 保護者またはご本人が、申請書を児童相談所に郵送、または持参してください。  
(FAXでは受付できません)

証明書の郵送を希望する方は、切手(320円分)を貼った返信用封筒を同封  
(持参)してください。

**受領方法** 自宅に郵便で送付、または児童相談所で受け取ることができます。  
(申請者を持参した際、証明書を受け取りたい場合は事前の連絡が必要)

\*証明書ができるまで時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は事前に問い合わせください。

\*児童相談所での受け取りの場合は、窓口で来所された方が申請者ご本人か確認をさせていただきます。確認ができる身分証明書(免許証、保険証等)を持参ください。

\*申請者以外の方が受け取りに来所する場合は、委任状の提出も必要になります。この場合も、ご本人確認ができる身分証明書を持参ください。

## 療育手帳の活用

手帳の交付を受けると、下のような制度・サービスを受けやすくなります。

障がいの程度や所得などの要件がある場合がありますので、具体的な内容は、それぞれの窓口に相談してください。

制度・サービスの内容	障がいの程度				窓 口
	A1	A2	B1	B2	
税制上の優遇措置（所得税、相続税、住民税など）対象：ご本人と生計を一にする者	○	○	○	○	税務署 市町村税務担当課
自動車税、自動車取得税の減免	○	○			県自動車税管理室
重度心身障がい者医療費給付事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
障害福祉サービス、障害児支援サービスの利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
心身障害者扶養共済制度の利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
住宅改造助成事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
公営住宅の優先入居	○	○	○		県、市町村住宅担当課
JR 旅客運賃の割引（片道 100km 超える時）	○	○	○	○	JR 各駅窓口
航空運賃の割引（満 12 歳以上）	○	○	○	○	各航空会社窓口
バス運賃の割引	○	○	○	○	各バス会社窓口
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	各タクシー会社
船舶運賃の割引	○	○	○	○	各船舶会社
有料道路通行料金の割引	○	○			市町村障害福祉担当課 西日本高速道路
NHK 放送受信料の減免	○	○	○	○	NHK 放送局
携帯電話料金の割引	○	○	○	○	各携帯電話会社
レジャー施設、文化施設等の入場料の割引	○	○	○	○	各施設
トライアル雇用、職場適応訓練など 就労支援制度の利用	○	○	○	○	公共職業安定所
企業の障害者雇用率の対象	○	○	○	○	公共職業安定所

\*その他、市町村独自のサービスもあります。お住まいの市町村によって異なりますので、市町村窓口でお尋ねください。

## 手当について

障がいの程度や医療機関の診断結果、所得等によっては、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給を受けられる可能性があります。

支給対象要件や手続きの詳細については、別途市町村障害福祉課までお問い合わせください。

## 問い合わせ先

### 市町村窓口

大分市障害福祉課	097-537-5786	豊後大野市社会福祉課	0974-22-1001
別府市障害福祉課	0977-21-1413	由布市福祉課	097-582-1265
佐伯市障がい福祉課	0972-22-4514	国東市福祉課	0978-72-5164
臼杵市福祉課	0972-63-1111	姫島村住民福祉課	0978-87-2278
津久見市社会福祉課	0972-82-9519	日出町福祉対策課	0977-73-3126
竹田市社会福祉課	0974-63-4811	九重町健康福祉課	0973-76-3821
杵築市福祉推進課	0977-75-2405	玖珠町福祉保健課	0973-72-1115

### 県の窓口

大分県障害福祉課	097-506-2723
大分県知的障害者更生相談所	097-542-3117

### 大分県中央児童相談所 【大分市外に住所がある方】

〒870-0891 大分市荏隈町2丁目3番1号（大分県こども・女性相談支援センター内）

TEL：097-544-2016

### 大分県中央児童相談所大分支所 【大分市に住所がある方】

〒870-0045 大分市城崎町2丁目3番4号（大分市役所城崎分館4階）

TEL：097-579-6650

